

○山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
報の提供に関する条例

平成 27 年 12 月 18 日

条例第 61 号

改正 平成 29 年 12 月 15 日 条例第 35 号

平成 30 年 9 月 28 日 条例第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」  
という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第 1  
9 条第 10 号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項  
を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各  
号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報を  
いう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個  
人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定  
する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月15日条例第35号)

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日条例第46号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機 関	事 務
1 市長	山口市重度心身障害者医療費助成要綱（平成17年10月1日制定）による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

2	市長	山口市乳幼児医療費助成要綱（平成17年10月1日制定）による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3	市長	山口市ひとり親家庭医療費助成要綱（平成17年10月1日制定）によるひとり親家庭等の母子又は父子の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	市長	山口市こども医療費助成要綱（平成26年10月1日制定）によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5	市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
6	市長	山口市日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年10月1日制定）による障がい者及び障がい児の日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
7	市長	山口市移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定）による障がい者及び障がい児の移動支援に関する事務であって規則で定めるもの
8	市長	山口市日中一時支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定）による障がい者及び障がい児の日中一時支援に関する事務であって規則で定めるもの
9	市長	山口市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成17年10

	月 1 日制定) による障がい者の訪問入浴サービスに関する事務であって規則で定めるもの
1 0 市長	山口市社会参加促進事業実施要綱 (平成 1 7 年 1 0 月 1 日制定) 第 3 条(6)による身体障がい者の自動車改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
1 1 市長	山口市リフト付き自動車改造等助成事業実施要綱 (平成 1 7 年 1 0 月 1 日制定) による身体障がい者又はその身体障がい者と生計を同一にする者の自動車改造等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
1 2 教育委員会	山口市就学援助費交付要綱 (平成 1 7 年 1 0 月 1 日制定) による就学の援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 (第 4 条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	山口市重度心身障害者医療費助成要綱による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施若しくは就

		<p>労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>山口市乳幼児医療費助成要綱による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>山口市ひとり親家庭医療費助成要綱によるひとり親家庭等の母子又は父子の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>山口市こども医療費助成要綱によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

5 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報
------	--	--------------------------

別表第3（第5条関係）

情報照会 機関	事務	情報提供 機関	特定個人情報
1 教育 委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育 委員会	山口市就学援助費交付要綱による就学の援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの